

日本国民に対する到着時観光ビザの運用開始

2024年12月2日

ミャンマービジネスサポートデスク 西垣 充

2024年10月21日より1年間を試行期間として、観光目的でネーपीドー、ヤンゴン及びマンダレー国際空港から入国する一般旅券を所持する日本国民に対して、Tourist Visa on Arrival(到着時観光ビザ)を開始する旨、ミャンマー政府から発表がありました。これにより、観光での入国の場合において、事前にビザを手配する必要はなくなりました。

ただし、到着時観光ビザの運用は開始後間もないため広く知られていません。空港職員や航空会社の担当者が把握していないことで、トラブルに発展する可能性があります。したがって、渡航時にはミャンマー政府のサイトコピーを携行するなど、ご自身で説明できるよう準備しておくことをお勧めします。

到着時観光ビザの概要は以下のとおりです。

1 空港到着後、到着時観光ビザの申請書を記入。

カラー写真2枚が必要(サイズは1.2×1.5インチ(約3cm×4cm))。

2 到着時観光ビザの料金は50米ドル。滞在日数は30日が付与。

3 今回の到着時ビザは観光のみ対象。

4 パスポートの残存有効期間は最低6ヶ月必要。

5 滞在期間の延長は不可。

6 オーバーステイとなった場合は罰則金が課される。

※ その他、当地滞在中のホテルの予約票は、入国審査時に求められる可能性があるため、引き続き携行することをお勧めします

ミャンマー・イミグレーションのウェブページ:

<http://www.mip.gov.mm/%e1%80%82%e1%80%bb%e1%80%95%e1%80%94%e1%80%ba%e1%80%94%e1%80%ad%e1%80%af%e1%80%84%e1%80%ba%e1%80%84%e1%80%b6%e1%81%8a-%e1%80%80%e1%80%ad%e1%80%af%e1%80%9b%e1%80%ae%e1%80%b8%e1%80%9a%e1%80%ac-2/>

ヤンゴンに関しては、外務省より危険情報レベル2「不要不急の渡航は控えてください」が発出されています。その他の地域においても危険情報レベル2あるいは一部地域ではレベル3「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」が発出されています。ミャンマーへの渡航を計画されている方は、専用車の手配など安全対策を十分に講じてください。

以上